

令和5年5月10日

保護者の皆様

福井市日新小学校
校長 宇野 秀夫

新型コロナウイルスの5類感染症移行に伴う今後の対応のお知らせとお願い

新緑の候、保護者の皆様には、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。日頃は本校の教育活動にご理解、ご協力をいただきありがとうございます。

令和5年5月8日、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが、季節性インフルエンザと同じ「5類」へ移行しました。これを受けて、8日以降の本校の教育活動は、国及び県、福井市教育委員会の指針を踏まえ、感染症対策を下記のとおりしっかりと行った上で、児童の健康安全に留意して進めてまいりますので、保護者の皆様のご理解、ご協力をよろしく申し上げます。

記

■学校の感染症対策について

- ・令和5年度からの学校教育活動においては、児童及び教職員に対して、マスクの着用を求めないことを基本とします。
- ・石けんでの手洗いや咳エチケット、換気などの感染症対策には今後も継続して取り組みます。
- ・基礎疾患がある等、様々な事情により、感染不安を抱き、マスクの着用を希望したり、健康上の理由により着用できない児童もいたりすることなどから、マスクの着脱を強いることのないようにします。なお、児童の間でも、着用の有無による差別・偏見等がないよう適切な指導をします。
- ・地域や学校において感染が流行している場合などには、必要に応じて、活動場面に応じた感染症対策を一時的に検討するなど、学習内容や活動内容を工夫しながら取り組みます。

1 健康観察の実施

- ・5月8日付け文書「家庭での健康観察票と児童玄関でのチェックの中断について」でお知らせしているとおり、健康観察票に、登校前のご家庭での検温や健康状態について、記入・押印（またはサイン）をお願いしている取組は、5月12日（金）まで継続します。それ以降は行いませんが、発熱や咽頭痛、咳等の普段と異なる症状がある場合などには、無理をせずに、自宅で休養するなど、ご家庭においても健康観察に努めていただきますようお願いいたします。
- ・5月15日（月）の週からは、今までも行ってきた朝の会での健康観察によって、児童の健康状態を丁寧に把握します。

2 石けんでの手洗い

- ・登校後、体育等の授業前後、給食前後、清掃活動前後など、こまめな石けんでの手洗いを徹底します。下校後も、ご家庭での石けんでの手洗いをお願いします。

3 授業・校外学習等

- ・気候上可能な限り、2方向の窓や戸を同時に開けて常時換気を行います。夏季のエアコンや冬季のストーブを使用する場合も、常時換気を行います。
- ・多くの児童が触れる共有する教具（理科実験器具、ボール等体育用具、楽器、ミシン等家庭科用具、図書室の本など）を使用する場合は、授業前後に石けんでの手洗いをを行います。
- ・校外学習において医療機関や高齢者施設を訪問する場合などについては、児童及び教職員についてもマスクを着用することを推奨します。

4 給食

- ・給食前後に、石けんでの手洗いを行います。
- ・食事の際には適切な換気を行い、食事マナーを指導します。
- ・給食後の歯みがきやうがいは、感染状況により一時的に中止する場合があります。

5 清掃活動

- ・換気の良い状況で行い、清掃前後に石けんでの手洗いを行います。

6 学校行事等

- ・それぞれの学校行事等の意義や必要性を確認し、地域や学校の感染状況に応じて、開催方法を工夫して実施します。

7 P T A 活動や地域行事等

- ・P T A 活動についてはP T A 役員会等で、公民館等の地域行事の実施については公民館や地区自治会連合会等で感染状況に応じて、開催方法の工夫について協議しながら進めていきます。

8 感染等が判明した場合の対応

- ・本人が新型コロナウイルスの感染者となった場合は、学校までご連絡ください。なお、同居家族に新型コロナウイルス感染症への感染が確認された場合、お子さん本人は登校自粛の必要はありません。

＜連絡先＞【日新小学校 0776（22）0033】

・月～金曜日の平日は、午前7時30分～午後6時00分

・上記以外の時間帯や、休日（土・日・祝日）の場合は、翌朝に学校まで

- ・児童本人が感染した場合、「発症した後5日を経過しかつ、症状が軽快した後1日を経過するまで」は出席停止扱いとなります。出席停止解除後、発症から10日を経過するまでは児童にマスク着用を推奨します。

- ・感染者の特定、SNS上での拡散、誤解や偏見に基づく誹謗中傷等につながる恐れのある言動等は慎んでいただきますようお願いいたします。

- ・複数の感染者が発生した場合、学校医と協議の上、市教委に報告し、学級閉鎖等の措置を決定します。この場合、学校から緊急メールでお知らせします。

- ・複数の感染者が確認された場合、感染拡大を防止する観点から、児童及び教職員についてもマスクを着用することをお願いすることもあります。また、「感染リスクが比較的高い学習活動」の場面に依りて一時的に「近距離」「対面」「大声」での発声や会話を控えます。併せて、児童間に触れ合わない程度の身体的距離を確保します。

- ・同居家族に高齢者や基礎疾患がある者がいるなどの事情があつて感染が不安で学校を休ませたいとの理由がある場合には、出席停止扱いとすることがありますので学校にご相談ください。

9 新型コロナ総合相談センター

- ・発熱時の受診案内や療養中の体調急変の相談等を受け付ける県の総合相談センターです。

＜連絡先＞【0570-051-280】